札幌市空家等管理活用支援法人の指定に係る審査基準

空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「法」という。)第 23 条第 1 項の規定による空家等管理活用支援法人(以下「支援法人」という。)の指定は、次に掲げる要件のすべてに適合する者に対して行う。

- (1) 次のいずれかに該当する法人であること
 - ア 特定非営利活動法人法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
 - イ 一般社団法人又は一般財団法人(公益社団法人及び一般財団法人を含む。)
 - ウ 空家等の管理又は活用を図る活動を行うことを目的とする会社(空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であることが、一般に公表され、若 しくは公開されている資料等又は定款等から客観的に判断できる者に限る。)
- (2) 指定業務(空き家対策に関する札幌市の業務の状況等を踏まえ空家等管理活用支援法人を指定することにより対応することが必要であるものとして札幌市が別に指定する業務をいう。以下同じ。)の実施に関する実績(複数年にわたって継続的に実施した実績に限る。)を有し、かつ、支援法人の指定を受けて本市の区域内において適法に指定業務を実施しようとする者(当該指定業務を実施するにあたって必要とされる専門性を有する者に限る。)であること。
- (3) 次のいずれにも該当せず、かつ、今後もこれらの者に該当することがないことを誓約した者であること。
 - ア 役員等(法人の役員、その支店又は営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。以下同じ。)が、暴力団(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成 25 年条例第6号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を 加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど 直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認め られる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなど していると認められる者
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認め られる者
- (4) 指定業務を適正かつ確実に行うために必要な組織体制及び人員体制並びに財務的基礎を有する者であること。
- (5) 札幌市が定める個人情報取扱安全管理基準に適合する者であること。
- (備考)上記の要件のすべてに適合する者の申請(すでに支援法人の指定に至っている申請を含む。)が複数行われた場合においては、選考により一部の者に対して支援法人の指定を行うことがある。